

発行 日光市役所市民環境部環境課
〒321-1292
今市本町1番地(本庁第4庁舎1階)
TEL 21-5152 FAX 21-2089
Eメール kankyoun@city.nikko.lg.jp



にっこうの環境 千手ヶ浜
(日光フォトコンテスト入賞作品)

家族で省エネにチャレンジ!

“うちエコ” コンテスト 参加者募集!



▲応募用紙に必要事項を記入し、電気ご使用量のお知らせ(コピー可)を付けて提出してください。

市では、環境にやさしい生活へのきっかけづくりとして、“うちエコ” コンテストを実施します。

これから寒くなり電気を多く使う季節に、家庭でエコについて考え、家計と地球に優しいエコ生活に挑戦してみませんか?

○内容

家庭で省エネにチャレンジしてもらい、昨年と比較した電気代の減少率などでエコ度を競います。

○応募資格

日光市に在住のご家族

○各賞と賞品

◇削減賞(昨年と比較して電気使用量の減少率が最も著しいもの)

最優秀賞(1家族)・・・図書カード五千円分

優秀賞(2家族)・・・図書カード三千円分

◇エコライフ賞(2ヶ月の電気使用量

合計÷家族人数が最も小さいもの)

最優秀賞(1家族)・・・図書カード五千円分

優秀賞(2家族)・・・図書カード三千円分

※そのほか参加賞があります。

○チャレンジ期間

平成22年10月15日～平成23年1月15日

○応募方法

期間中、ご家族で省エネにチャレンジし、応募用紙に必要事項を記入のうえ、「電気使用量のお知らせ」(コピー可)の使用期間が11月15日を含むものと12月15日を含むもの2枚を貼付し、日光市環境課まで、持参・郵送・

ファックスでご応募ください。

※応募用紙は環境課、各総合支所市民福祉課、各支所・出張所・市民サービスセンターで配布のほか、市ホームページからもダウンロードできます。

○応募期限

平成23年2月4日(金)【当日消印有効】

○発表

結果や取り組み内容については、入賞者に通知するとともに、環境機関紙「環境にっこう」や市ホームページで公表いたします。

応募に関する注意事項

◆応募に係る個人情報、応募者へのコンテストに関する事項の通知及び応募事例に関する問い合わせに限り使用し、他の目的で使用することはありません。

◆家族の人数が大幅に減ったなど、電気使用量の削減の大部分が省エネ以外の要因によると判断される場合には、評価の対象外となる場合があります。

◆応募内容は公表を前提として取り扱います。

◆応募された資料(応募用紙や検針票等)は返却しません。

◆応募内容の発表に係る著作権は、全て日光市に帰属するものとします。

◆応募にあたり、虚偽の記載などがあった場合は失格となります。

歩きたばこ禁止区域の指定喫煙場所に設置

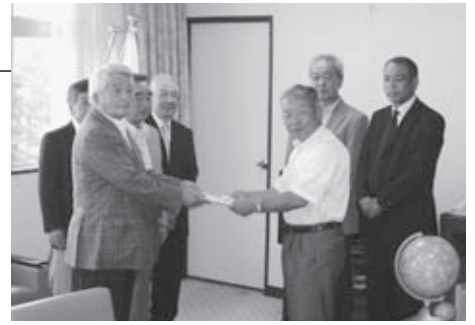
灰皿が寄贈されました

8月5日(木)、日光たばこ販売協同組合より、8つの灰皿が寄贈されました。

市では、「日光市環境美化に関する条例」に基づき、世界遺産「日光の社寺エリア」と、ラムサール条約登録湿地「奥日光の湿原と周辺エリア」を歩きたばこ禁止区域としています。

寄贈された灰皿は、歩きたばこ禁止区域の指定喫煙場所に設置し、喫煙者と非喫煙者が快適に観光を楽しめるように、役割を果たしていきます。

写真上：贈呈式の様子
写真下：世界遺産「日光の社寺エリア」に設置された灰皿



日光国立公園の清掃活動

第32回CRTグリーン日光キャンペーン

8月21日(土)、奥日光地域の清掃活動が行われました。この事業はCRT栃木放送・日光市・日光観光協会が主催し、多くの企業や官公庁の協力を得て継続されています。

湯元から中宮祠までの広い範囲を手分けして歩き、まだなお強い日差しの中、時折吹く風に秋の気配を感じながら、ゴミ拾い等を行いました。

奥日光の昔ながらの植物を守るために

オオハンゴンソウ等外来植物除去作戦

8月22日(日)、日光湯元地区において外来植物の除去作業が行われました。オオハンゴンソウは鮮やかな黄色の花を咲かせて群生しますが、昔ながらの植物に被害を与える恐れがあります。

奥日光地域では官民一体の「オオハンゴンソウ等除去作戦実行委員会」を組織し、毎年除去作業を実施しています。地下茎が残ると再生できるので根こそぎ掘り取る必要がありますが、芝や他の草本の根に絡まっており根気のいる作業です。今年も多くのボランティアにより実施されました。



○オオハンゴンソウとは…

通称「ルドベキア」ともいわれる、キク科の多年草。高さは0.5～3メートル程度にまでなる。原産地は北アメリカ。明治中期に観賞用に輸入されたが野生化し、現在では全国に分布する。開花期は7～10月。在来種を押しよけ一面に広がる勢いで生育し、影響として在来種の減少がみられる。外来生物法で特定外来生物に指定されている。



○資源物回収団体への報償金制度

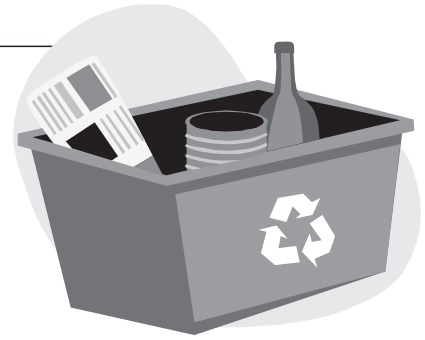
*

くわしくは▶市環境課 廃棄物係

市では、資源物の回収に協力していただける団体に報奨金を交付する制度を設けています。

この制度は、家庭から出る資源物を自主的に回収し、資源物回収業者へ引き渡しを行う団体に報奨金を交付するものです。交付対象は、地域の住民などで構成する子ども会や自治会、PTAなどの営利を目的としない団体です。

制度の利用には資源回収団体届出の提出が必要です。



○自転車は駐輪場など決められたところに置きましょう

*



くわしくは▶市環境課 環境保全係

市では、J R今市駅前広場を自転車等の放置禁止区域に指定しています。自転車の放置がなくなるよう定期的な巡回、指導及び啓発に努めていますが、放置自転車は後を絶ちません。

放置自転車は、街の美しさを損ねるだけでなく、歩行者の妨げにもなります。心無いルール違反をなくして、一人ひとりがマナーを守って、安全できれいな街にしていきましょう。

また、道路、公園、緑地その他の公共の場所にも、自転車等の放置をしないようにお願いします。

○家庭でのごみの焼却は禁止されています

*

くわしくは▶市環境課 環境保全係

一般家庭において、コンクリートブロック積みやドラム缶、地面に掘った穴で、ごみを燃やすことはできません。

これらの行為は、火災の原因や煙・悪臭による近所迷惑になるだけでなく、ダイオキシン類などの有害物質の発生原因として廃棄物処理法で禁止されており、罰せられることもあります。

家庭から出るごみは、正しく分別しごみステーションへ出してください。



○土砂の埋め立て等は許可が必要です

*

くわしくは▶市環境課 環境保全係

500㎡以上の土地において、土砂の埋め立てや盛土をしようとするときは、市長の許可が必要になります。

埋め立て等について必要な規制を行うことにより、土壌の汚染及び災害の発生を防止し、市民の生活の安全を確保するとともに生活環境の保全を図ることを目的としています。





混ぜればごみ 分ければ資源

資源のごみの出し方、ルールを守りましょう！

4月から、資源ごみの分け方・出し方が変更になっています。お間違えないよう、朝8時30分までにゴミステーションへ出すようにして下さい。

資源物として収集する空き缶、ペットボトル、びんの3種類は、飲食物の容器に限ります。塗料や殺虫剤（一般家庭用に限ります）などは、完全に中身を使い切ってから、燃えないごみとして出してください。

紙は、燃えるごみで出さずに、分別して資源物の古紙として出してください。



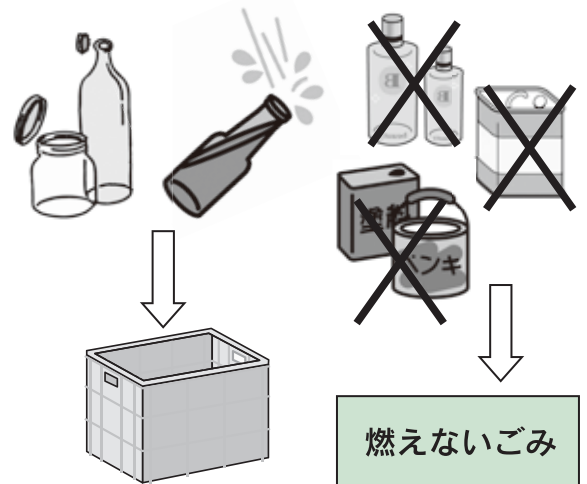
●空き缶・ペットボトルについて

- 一緒のコンテナに入れてください。
- ふたを必ずとって、中をすすいでから出してください。
- ジュース缶やビール缶だけでなく、缶詰、お菓子、のり、茶、食用油、ミルクなどの缶も資源物です。
- 一斗缶(家庭用に限る)は不燃ごみとして出してください。
- ペットボトルは、キャップをとってラベルをはがして出してください。(金属のふたは燃えないごみ、プラスチックのふたは燃えるごみとして出してください。)



●空きびんについて

- コンテナに入れて出してください。
- ふたを必ずとって、中をすすいでから出してください。
- ガラスびんに限ります。板ガラスやガラスの食器、せとものなどは不燃ごみとして出してください。
- 化粧びんは、燃えないごみとして出して下さい。
- ビールびんや日本酒のびんは、できるだけ販売店に引き取ってもらうようお願いします。



●古紙について

- 新聞や本などはもちろん、菓子箱やティッシュの箱、包装紙なども、燃えるごみではなく資源物として出してください。
- 古紙は次の4種類に分けて、それぞれひもで十字に縛って出して下さい。
 - ①新聞(チラシを含む)
 - ②段ボール
 - ③牛乳・ジュースなどの紙パック
 - ④古本・雑誌、菓子箱、靴箱、ティッシュの箱、包装紙などの紙製容器包装

